

岡山県公報

発行

岡山県

岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号

定価 1箇月2,330円

企業局

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年二月十四日

岡山県公営企業管理者 板 野 忠 司

岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

岡山県営電気事業保安規程（昭和六十二年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「岡山県営電気事業の用に供する」を「岡山県企業局が設置する」に改める。

第二条第一項中「岡山県営電気事業の用に供する電気工作物のうち岡山県公営企業の用に供する資産である電気工作物（次項において「企業電気工作物」という。）を「岡山県営電気事業用設備（岡山県企業局が設置する発電所及びそれに附帯する設備をいう。）」に改め、同条第二項を削る。

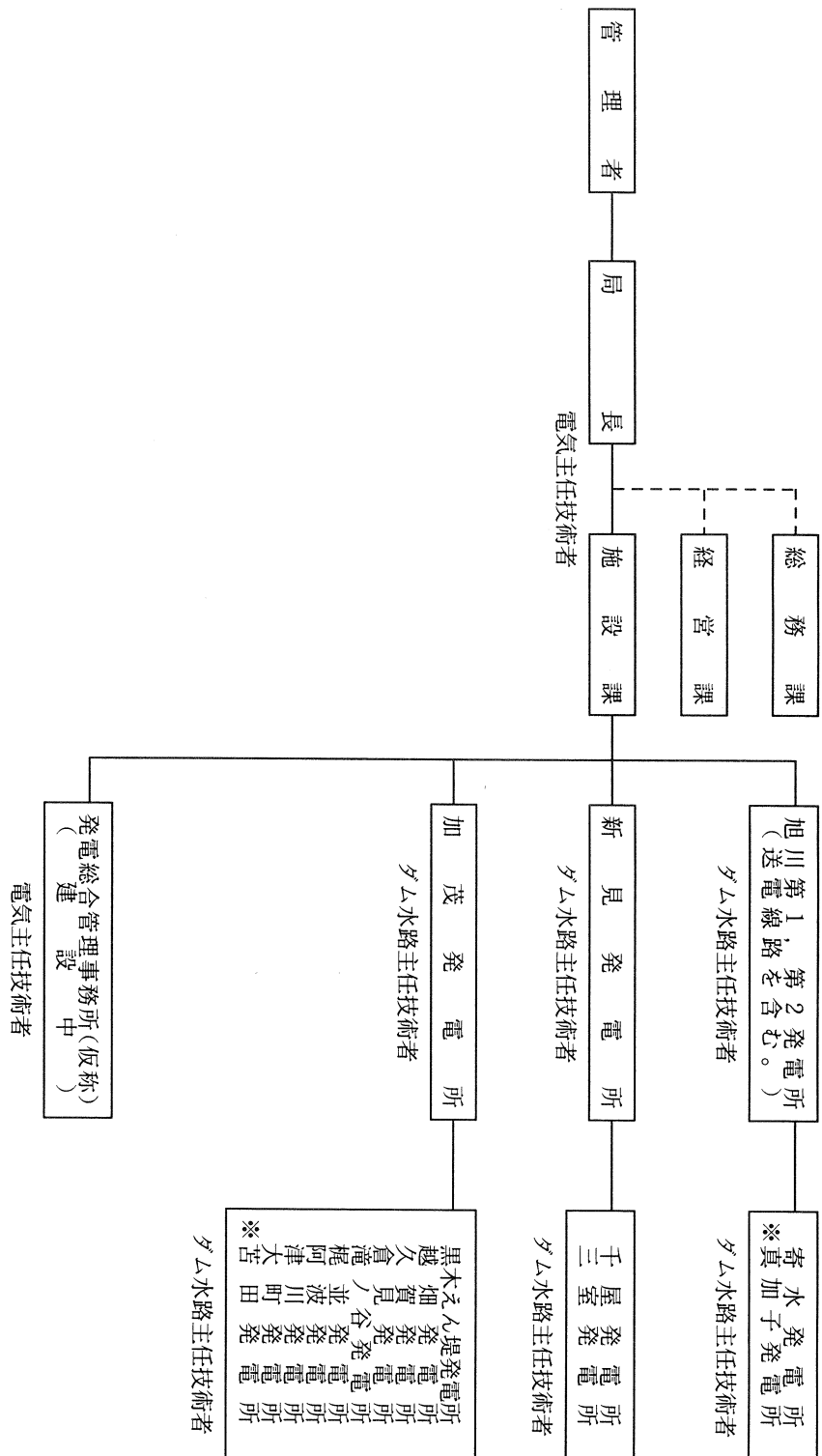
第五条第一項中「管理者」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第二項の表中電気主任技術者の項を次のように改める。

電気主任技術者	本局（発電所を管理する事業所を直接統括する事業所）	局長及び施設課長
	本局（発電総合管理事務所（仮称）の設置の工事のため の事業所）	施設課発電班の職員
	発電所の設置の工事のための 事業所	所長

第二十条第二項中「経済産業省令で定める」を削る。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

保安に関する組織



保安管理業務の系統を示す。
 1 実線は、関連業務の系統を示す。
 2 点線は、自家用電気工作物を示す。
 3 ※印は、

別表第二中

7 工事の設計、指導、監督及び検査に関すること。

7 工事の設計、指導、監督及び検査に関すること。
8 発電給水管理事務所（仮称）の設置の工事に関すること。

る。

附
則

この規程は、公布の日から施行する。